【参考】料金以外の供給条件の見直し内容

規制料金および低圧自由料金に反映

制度・法令変更に伴う見直し

【配電事業者の規定】

- 2022年4月から、配電事業者が、特定区域において系統運用を行うことが可能となったことを踏まえ、当該区域のお客さまにも電気特定小売供給約款を適用することを規定します。

【指定区域に離島等供給約款が適用される場合の契約期間の規定】

- 2022年4月から、山間地等の独立した特定区域（指定区域）が、一般送配電事業者の離島等供給約款の対象となったことを踏まえ、当該区域のお客さまとの契約期間の終期は、原則として、離島等供給が開始される日の前日とすることを規定します。

【需給契約の単位の見直し】

- 託送供給等約款において、契約の単位の規定が見直されたことから、需給契約の単位の規定を見直します。

【蓄電池の規定】

- 電気事業法上、一定規模以上の系統用蓄電池を用いた蓄電事業が「発電事業」と位置付けられたことに伴い、契約申込時の申出事項に、蓄電池を追加します。

【法令の名称を変更】

- 再エネ賦課金に係る法令名などの変更を反映します。

業務効率化等のための見直し

※低圧自由料金は見直し済

【契約期間の見直し】

- 低圧自由料金と契約期間を揃えることで契約変更手続きを簡明にするため、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、契約期間は、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の末日までに変更します。

【参考】料金以外の供給条件の見直し内容

低圧自由料金のみに反映※

※規制料金には、昨年11月25日に認可申請した料金の実施に合わせて反映予定。

業務効率化等のための見直し

【制限中止割引の廃止】

- 現行は、一般送配電事業者の都合によりお客さまの電気の使用が制限または中止される場合（自然災害に伴う送配電設備の故障や設備保全工事等による停電）に、その1日につき基本料金等を4%割引することとしています。
- 2020年4月の一般送配電事業の分社化により、送配電設備の保安は一般送配電事業者が行なっていることや、業務運営の効率化を図り、電気料金の低減につなげるため、このたび制限中止割引を廃止します。

【延滞利息の経過措置の廃止】

- 現行は、約款の本則に支払期限超過時の延滞利息を年10%と規定したうえで、附則に当面の経過措置として年3%を上限とすることとしています。
- 当該経過措置は、2015年4月に早遅収制度から延滞利息制度へ見直し（適用開始は2017年4月）を行った際に設定したものですが、既に相当期間を経過していることから、今回廃止します。

- 低圧自由料金における「力率割引・割増の廃止」(昨年11月25日お知らせ)は、同日に認可申請した規制料金の実施に合わせて実施いたします。

【参考】料金以外の供給条件の見直し内容

低圧自由料金のみに反映※

※規制料金には、昨年11月25日に認可申請した料金の実施に合わせて反映予定。

業務効率化等のための見直し

【口座振替割引の廃止】

- 現行は、当面の経過措置として、従量電灯A・Bにおいて、支払方法が口座振替かつ、初回振替（検針日の９日後）でお支払いいただいた場合に、翌月料金から55円の割引を行なっています。
- 近年、口座振替に加えてクレジットカード払いやスマートフォンによる決済など、支払方法が多様化しており、口座振替以外のお客さまとの公平性や、業務運営の効率化を図り、電気料金の低減につなげるため、口座振替割引を廃止します。

【再エネ賦課金単価および燃料費等調整単価のお知らせ】

- 当社事業所の集約化やインターネットの普及等を踏まえ、再エネ賦課金および燃料費等調整の単価のお知らせ方法を、事業所掲示から当社ホームページ等への掲載に変更します。
- なお、引き続き、お客さまが事業所に来所された場合にご確認いただくことも可能です。

【参考】料金以外の供給条件の見直し内容

低圧自由料金のみに反映

業務効率化等のための見直し

【一部選択約款の新規受付終了】

- 低圧季節別時間帯別電力は、新規のご契約が僅少なため、2023年3月末で新規受付を終了します。

【一部選択約款の契約条件の見直し】

- 低圧季節別時間帯別電力および低圧高負荷契約について、2023年4月から、以下を見直しします。

〔燃料費調整の上限廃止〕

- 現行は、燃料費調整の上限となる燃料価格を設定していますが、2023年4月1日以降のご使用分から、他の自由料金メニューと同様に上限となる燃料価格を廃止します。

〔2016年3月31日までに新規契約されたお客さまの規定内容の見直し〕

- 2016年3月31日までに新規契約されたお客さまについて、2016年4月1日以降に新規契約されたお客さまと同様に、料金のお支払期限を超過してもお支払いいただけない場合は、供給の停止を経ずに、契約を解約させていただきます。
- また、お客さまの責めとなる理由により生じた、保安上の危険のため緊急を要する場合などに、電気の供給を停止した際は、料金の日割計算による減額は行ないません。

【解約に係る取り扱いの見直し】

- 契約の解約について、業務運営の効率化を図るため、2023年4月から、「解約日当日中に、お客さまがその理由となった事実を解消のうえ同一の条件で契約を希望される場合は、契約が継続するものとみなす」ことを新たに規定します。